

## R D 最終処分場問題における行政対応の検証事項と進め方について（素案）

### 【 検証事項 】

#### 1 検証の基本的な考え方

R D 最終処分場問題に関して、未然に防止するための対応や、問題が発生してからの対応について、必要な行政対応を行ってきたかについて検証する。

#### 2 検証のポイント

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等(以下「廃掃法」という。)に基づく権限を適正に行使したか。

許認可事務は適正かつ適切であったか。

措置命令等の権限行使は、適正な時期に講じられ、内容は適切か。

「報告の徴収」、「立入検査」および「監視」等の実施は適正かつ適切に実施されたか。

(2) 住民および住民団体等（以下「住民等」という。）からの苦情や要望等への対応は適切であったか。

住民等からの情報に対する認識と対応は適切であったか。

住民等からの苦情や要望等に対する対応は適切であったか。

住民等への現場対応は適切であったか。

(3) R D 問題の究明のために適切に対応したか。

必要な調査を実施したか。

調査に基づく十分な検討を行ったか。

是正工事を適切に実施させたか。

住民への説明責任を果たしたか。

#### 3 検証対象の期間

R D 最終処分場が開設された時期(昭和 54 年)から自己破産の申立の時期(平成 18 年)までとする。

### 【 進め方 】

別紙のとおり

# R D 最終処分場問題行政対応検証委員会の進め方について

## 1 . 進め方について

### (1) 検証委員会について

- ・ 委員長の選任、委員長職務代理者の指名
- ・ 委員会の運営に係る取扱いについて
- ・ 処分場問題の経過概要
- ・ 行政対応の検証の進め方について

### (2) 検証項目の確認について

### (3) 事実関係の把握について

### (4) 県の対応の評価・検証について

### (5) 再発防止策等の検討について

### (6) 報告書の検討・作成について

## 2 . 検証の検討期間について

- ・ 10月を目途に報告書の取りまとめを行う。